

特定調達契約等に関する事務の取扱いについて

平成 15 年 10 月 1 日

15 - C - 12

（理事長発各部（室）長、日本語国際センター所長
関西国際センター所長、京都支部長あて

標記に関し、昭和 60 年 7 月 30 日に決定された「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」の実効を図るため、下記のとおり定めたので通知する。

記

（随意契約の縮減）

第 1 契約担当職は、特定調達契約（国の物品等の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。（以下「特例政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）を行おうとするときは、次により随意契約の縮減に努めるものとする。

- (1) 入札の方法により競争に付そうとするときは、過去における同一種類又は類似の契約の実績を勘案し、数量及び納期等の見直しを図ること。
- (2) 入札の方法により競争に付したときは、合理的な理由がある場合又は緊急を要する場合を除き、複数の入札者がある限り（一般競争にあっては入札者がある限り）入札を繰り返すこと。
- (3) 入札の方法により競争に付しても入札者がいないとき、入札を繰り返しても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、再度、公告又は公示（以下「公告等」という。）して競争に付することを検討すること。

（公告等の期日）

第 2 契約担当職は、特定調達契約の公告等の期日については、独立行政法人国際交流基金会計細則（平成 15 年度細則第 1 号）第 20 条及び政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める細則（平成 15 年度細則第 43 号）第 5 条の規定にかかわらず、入札期日の前日から少なくとも 50 日前（一連の調達契約（特例政令第 2 条第 2 項に規定する一連の調達契約をい

う。)のうち最初の契約以外の契約については、「25日前」)までに行うものとし、納期についても可能な限り延長するものとする。

(部内審査の強化)

第3 理事長は、契約担当職が特定調達契約を行おうとするときは、会計事務の監査を担当する職員に、次の事項について審査をさせるものとする。

- (1) 契約方式に関する事項
- (2) 数量、納期及び公告等の期日に関する事項
- (3) その他別に定める事項

(情報の提供等)

第4 理事長は、特定調達契約に関する統一的な情報提供、相談受付及び苦情処理の窓口(以下「窓口」という。)を設けるものとする。

2 理事長は、窓口において、次の書類等を備え閲覧の用に供するものとする。

- (1) 特定調達契約の公告等を掲示した官報、入札に関する説明書その他関連書類
- (2) 特定調達契約に係る随意契約の記録(様式1)
- (3) 特定調達契約に係る競争契約の記録(様式2)
- (4) 契約に関する規程等

3 理事長は、窓口において特定調達契約に関する相談又は苦情を受けたときは、記録(様式3)を作成するものとする。

(特定調達契約以外の契約への配慮)

第5 契約担当職は、特定調達契約以外の調達契約を行おうとする場合にあって、可能な限り随意契約の縮減に努めるものとする。

(外国製品調達の拡大)

第6 理事長又は契約担当職は、第1から第5までを実施するに当たっては、外国製品の調達拡大についても配慮するものとする。

(親会社等の取扱い)

第7 理事長は、親会社等と法的な関係が明確な子会社等を通じて提出された資格審査の申請は、当該親会社の申請として取り扱うものとする。

様式 1 (第 4 関係)

特定調達契約に係る随意契約の記録

(整理番号)

年度

件名 (調達物品名)		規 格	数 量
	原産地		
納 入 期 限		納 入 場 所	契約保証金の有無
年	月 日		
契 約 年 月 日		年 月 日	
契約の相手方 (国籍)			
随意契約の根拠条項			

